



平成 21 年 12 月 7 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
壽松木 康晴
(JASDAQ・コード番号: 8893)
問合せ先 執行役員 管理本部長兼グループ総務部長
佐藤 啓明
(TEL. (03) 6205-0705)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当社の取引先である株式会社ライフコートに対する債権について、下記の通り、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 商 号 | 株式会社ライフコート |
| (2) 所 在 地 | 東京都千代田区飯田橋 2 丁目 4 番 5 号 |
| (3) 代表者の氏名 | 篠原 美香経津 |
| (4) 資本金の額 | 6 億 26 百万円 |
| (5) 事業内容 | 不動産仲介業 |
| (6) 設立年月 | 平成 8 年 11 月 |
| (7) 当社との関係 | 資本的関係：なし、人的関係：なし、取引関係：なし、
関連当事者への該当状況：なし |

2. 取立不能又は取立遅延のおそれが生じた経緯

平成 21 年 12 月 2 日付で当該取引先の破産手続開始決定がなされたことに伴い、平成 21 年 12 月 3 日付で通知を受けたもの。

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

破産更生債権 3 億 78 百万円 (純資産に対する割合: 39.0%)

4. 今後の見通し

当該債権につきましては、平成 21 年 3 月期において既に全額引当済みであり、平成 22 年 3 月期の損益に与える影響はありません。

以 上